



1 計画の策定経過

年度	月 日	事 項	内 容
令和5年度	12月15日	第1回 子ども・子育て会議	・第3次新座市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査について
	2月13日 ～26日	第3次新座市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の実施	
	3月26日	第2回 子ども・子育て会議	・第2次新座市子ども・子育て支援事業計画の令和4年度の進捗状況について ・令和6年度に新制度に移行する幼稚園の定員の設定について ・第3次新座市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の進捗状況について
令和6年度	6月14日	第1回 子ども・子育て会議	・第3次新座市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の結果報告について ・小中学生へのアンケート調査について ・教育・保育事業所及び民間企業等へのアンケート調査について
	7月9日 ～26日	小中学生アンケート調査の実施	
	7月30日 ～8月23日	民間企業等へのアンケート調査の実施	
	7月30日 ～9月20日	教育・保育事業所へのアンケート調査の実施	
	10月22日	第2回 子ども・子育て会議	・小中学生アンケート調査の結果報告について ・関連事業所(民間企業、教育・保育事業所)アンケート調査の結果報告について ・第3次新座市子ども・子育て支援事業計画の骨子案について ・私学助成幼稚園の新制度幼稚園への移行に係る利用定員の設定について
	11月26日	第3回 子ども・子育て会議	・教育・保育事業の量の見込みと提供体制について ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制について
	12月17日	第4回 子ども・子育て会議	・第3次新座市子ども・子育て支援事業計画の素案について
	1月14日 ～2月13日	第3次新座市子ども・子育て支援事業計画(素案)に係る意見募集	
	3月14日	第5回 子ども・子育て会議	・第3次新座市子ども・子育て支援事業計画(案)の答申について ・第2次新座市子ども・子育て支援事業計画の令和5年度の進捗状況について ・小規模保育事業所の認可・利用定員の設定について

2 子ども・子育て会議

(1) 新座市子ども・子育て会議条例

平成25年9月27日
条例第35号

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項の規定に基づき、新座市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(令3条例17・令5条例7・一部改正)

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 児童福祉法第8条第3項の規定により児童福祉に関する審議会が調査審議する事項その他法令の規定により当該審議会の権限に属する事項に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(令3条例17・令5条例7・一部改正)

(組織)

第3条 会議は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 子ども・子育て支援関係団体を代表する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、こども未来部において処理する。

(平29条例28・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。



附 則(平成29年条例第28号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

附 則(令和3年条例第17号)
(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(新座市児童福祉審議会条例の廃止)

- 2 新座市児童福祉審議会条例(平成13年新座市条例第14号)は、廃止する。(新座市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 3 新座市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年新座市条例第32号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

(新座市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 4 新座市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年新座市条例第33号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

附 則(令和5年条例第7号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(2)新座市子ども・子育て会議 委員名簿

	委員名	選出区分	所属機関等
1	名雪 摩美	子どもの保護者	新座市保育園保護者連絡会
2	鈴木 沙織	子どもの保護者	新座市幼稚園父母の会連合会
3	甲田 由夏	子どもの保護者	新座市学童保育の会
4	山野辺 範一	事業主代表	新座市商工会
5	西牧 善信	労働者代表	連合埼玉朝霞・東入間地域協議会
6	阿部 智恵子	事業従事者(保育園)	新座市法人保育園連絡協議会
7	新井 毅	事業従事者(幼稚園)	東上地区私立幼稚園協会
8	竹内 勘次	事業従事者(認定こども園)	学校法人竹内学園
9	竹之下 力	事業従事者(放課後児童保育室)	新座市社会福祉協議会
10	坂本 純子	事業従事者(子育て支援センター)	NPO法人新座子育てネットワーク
11	浜田 祐加	事業従事者(小学校)	新座市立小学校長会
12	鈴木 康弘	学識経験者	十文字学園女子大学教育人文学部
13	杉山 明伸	学識経験者	立教大学コミュニティ福祉学部
14	松崎 くみ子	学識経験者	跡見学園女子大学心理学部
15	吉田 純子	関係団体	新座市民生・児童委員協議会
16	吉井 雅与	関係団体	新座市障害者を守る会
17	鈴木 明子	関係団体	新座市町内会連合会

令和7年1月1日現在、敬称略

第一部計画の策定にあたって

第二部計画の基本的な考え方

第三部 施策の展開

第四部 量の見込みと確保方策

第五部 計画の推進

参考資料



3 関係法令

(1) 児童の権利に関する条約(抜粋)

平成元年(1989年)に国際連合が採択。日本は平成6年(1994年)に批准、平成6年5月22日に発効。

前文 省略

第1部

第1条(児童の定義)

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

第2条(差別の禁止)

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
- 2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第3条(児童に対する措置の原則) 省略

第4条(締約国の義務) 省略

第5条(父母等の責任、権利及び義務の尊重)

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第6条(生命に対する固有の権利)

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第7条(登録、氏名及び国籍等に関する権利) 省略

第8条(国籍等身元関係事項を保持する権利) 省略

第9条(父母からの分離についての手続き及び児童が父母との接触を維持する権利) 省略

第10条(家族の再統合に対する配慮) 省略

第11条(児童の不法な国外移送、帰還できない事態の除去) 省略

第12条(意見を表明する権利)

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第13条(表現の自由)

- 1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。
 - (a) 他の者の権利又は信用の尊重
 - (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第14条(思想、良心及び宗教の自由) 省略

第15条(結社及び集会の自由) 省略

第16条(私生活等に対する不法な干渉からの保護) 省略

第17条(多様な情報源からの情報及び資料の利用) 省略

第18条(児童の養育及び発達についての父母の責任と国の援助)

- 1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。

- 2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。
- 3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第19条(監護を受けている間における虐待からの保護)

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的虐待を含む。)からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。
- 2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

第20条(家庭環境を奪われた児童等に対する保護及び援助) 省略

第21条(養子縁組に際しての保護) 省略

第22条(難民の児童等に対する保護及び援助) 省略

第23条(心身障害を有する児童に対する特別の養護及び援助)

- 1 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。
- 2 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。
- 3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達(文化的及び精神的な発達を含む。)を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。
- 4 締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換(リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。)であってこれらの分野における自国の能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第24条(健康を享受すること等についての権利)

- 1 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。
- 2 締約国は、1の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。
 - (a) 幼児及び児童の死亡率を低下させること。
 - (b) 基礎的な保健の発展に重点を置いて必要な医療及び保健をすべての児童に提供することを確保すること。
 - (c) 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と闘うこと。
 - (d) 母親のための産前産後の適当な保健を確保すること。
 - (e) 社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生(環境衛生を含む。)並びに事故の防止についての基礎的な知識に関して、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること。
 - (f) 予防的な保健、父母のための指導並びに家族計画に関する教育及びサービスを発展させること。
- 3 締約国は、児童の健康を害するような伝統的な慣行を廃止するため、効果的かつ適当なすべての措置をとる。
- 4 締約国は、この条において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、国際協力を促進し及び奨励することを約束する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第25条(児童の処遇等に関する定期的審査) 省略

第26条(社会保障からの給付を受ける権利) 省略

第27条(相当な生活水準についての権利) 省略

第28条(教育についての権利)

- 1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、
 - (a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
 - (b) 種々の形態の中等教育(一般教育及び職業教育を含む。)の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。
 - (c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。
 - (d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。
 - (e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。
- 2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第29条(教育の目的)

- 1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。
 - (a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。
 - (c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。
 - (d) すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。
 - (e) 自然環境の尊重を育成すること。
- 2 この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

第30条(小数民族に属し又は原住民である児童の文化、宗教及び言語についての権利) 省略

第31条(休息、余暇及び文化的生活に関する権利)

- 1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
- 2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

第32条(経済的搾取からの保護、有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利) 省略

第33条(麻薬の不正使用等からの保護) 省略

第34条(性的搾取、虐待からの保護) 省略

第35条(児童の誘拐、売買等からの保護) 省略

第36条(他のすべての形態の搾取からの保護) 省略

第37条(拷問等の禁止、自由を奪われた児童の取扱い) 省略

第38条(武力紛争における児童の保護) 省略

第39条(搾取、虐待、武力紛争等による被害を受けた児童の回復のための措置) 省略

第40条(刑法を犯したと申し立てられた児童等の保護) 省略

第41条(締約国の法律及び締約国について有効な国際法との関係) 省略

第2部 省略

第3部 省略

(2) こども基本法(抜粋)

(令和四年六月二十二日)

(法律第七十七号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法(平成十五年法律第百三十三号)第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処



するために講じた施策の概況

- 二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

第二章 基本的施策

（こども施策に関する大綱）

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

（都道府県こども計画等）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知）

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得よう努めるものとする。

(3) 子ども・子育て支援法(抜粋)

(平成二十四年八月二十二日)

(法律第六十五号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)その他の子ども及び子育てに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長し、及び子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村等の責務)

第三条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
 - 二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
 - 三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。
- 2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。
- 3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(国民の責務)

第五条 国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(定義)

第六条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

第七条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境を等しく確保するとともに、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる環境を整備するため、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

2 この法律において「教育」とは、満三歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育基本法(平成十八年法律第二十号)第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。



- 3 この法律において「保育」とは、児童福祉法第六条の三第七項第一号に規定する保育をいう。
- 4 この法律において「教育・保育施設」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたものを除く。以下「幼稚園」という。）及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたものを除く。以下「保育所」という。）をいう。
- 5 この法律において「地域型保育」とは、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいい、「地域型保育事業」とは、地域型保育を行う事業をいう。
- 6 この法律において「家庭的保育」とは、児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業として行われる保育をいう。
- 7 この法律において「小規模保育」とは、児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業として行われる保育をいう。
- 8 この法律において「居宅訪問型保育」とは、児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業として行われる保育をいう。
- 9 この法律において「事業所内保育」とは、児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業として行われる保育をいう。
- 10 この法律において「子ども・子育て支援施設等」とは、次に掲げる施設又は事業をいう。
- 一 認定こども園（保育所等（認定こども園法第二条第五項に規定する保育所等をいう。第五号において同じ。）であるもの及び第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項第一号、第五十八条の四第一項第一号、第五十八条の十第一項第二号、第五十九条第三号ロ及び第六章において同じ。）
 - 二 幼稚園（第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項第二号、第三章第二節（第五十八条の九第六項第三号ロを除く。）、第五十九条第三号ロ及び第六章において同じ。）
 - 三 特別支援学校（学校教育法第一条に規定する特別支援学校をいい、同法第七十六条第二項に規定する幼稚部に限る。以下同じ。）
 - 四 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限り、次に掲げるものを除く。）のうち、当該施設に配置する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの
 - イ 認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの
 - ロ 認定こども園法第三条第十項の規定による公示がされたもの
 - ハ 第五十九条の二第一項の規定による助成を受けているもののうち政令で定めるもの
- 五 認定こども園、幼稚園又は特別支援学校において行われる教育・保育（教育又は保育をいう。以下同じ。）であって、次のイ又はロに掲げる当該施設の区分に応じそれぞれイ又はロに定める一日当たりの時間及び期間の範囲外において、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった当該イ又はロに掲げる施設に在籍している小学校就学前子どもに対して行われるものを提供する事業のうち、その事業を実施するために必要なものとして内閣府令で定める基準を満たすもの
- イ 認定こども園（保育所等であるものを除く。）、幼稚園又は特別支援学校 当該施設における教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間
 - ロ 認定こども園（保育所等であるものに限る。）イに定める一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間
- 六 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業（前号に掲げる事業に該当するものを除く。）
- 七 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業のうち、当該事業に従事する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの
- 八 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業（同項第一号に掲げる援助を行うものに限る。）のうち、市町村が実施するものであることその他の内閣府令で定める基準を満たすもの（市町村子ども・子育て支援事業計画）
- 第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他

- の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)、特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画(次条第四項において「教育振興基本計画」という。)その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。



(4)次世代育成支援(抜粋)

(平成十五年七月十六日)

(法律第二十号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

(基本理念)

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念(次条及び第七条第一項において「基本理念」という。)にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第五条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画(次項において「市町村行動計画等」という。)の策定に関する指針(以下「行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
- 二 次世代育成支援対策の内容に関する事項
- 三 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、こども家庭審議会の意見を聴くとともに、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずよう努めなければならない。
- 5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。
- 6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。
- 7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずよう努めなければならない。
- 8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県の助言等)

第十条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

- 2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(市町村及び都道府県に対する交付金の交付等)

第十一条 国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

- 2 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。



(5)新座市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

平成26年9月26日

条例第34号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭的保育事業 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (2) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (3) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (4) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (5) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定により市が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。
- (6) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (7) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (8) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。
- (9) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (10) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

(令元条例21・一部改正)

(特定教育・保育施設等の一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

- 2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。
- 3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。

(令元条例21・一部改正)

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第4条 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)は、その利用定員(法第27条第1項の規定による確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)を20人以上とする。

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳未満の小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

- (1) 認定こども園 法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (2) 幼稚園 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (3) 保育所 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(令5条例10・一部改正)

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第12条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(令元条例21・令3条例28・一部改正)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、法第20条第4項に規定する認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(令元条例21・令5条例10・一部改正)

(受給資格等の確認)

第7条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。

(令元条例21・令5条例10・一部改正)

(教育・保育給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(令元条例21・一部改正)

(心身の状況等の把握)

第9条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(令元条例21・一部改正)

(小学校等との連携)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(令元条例21・一部改正)

(教育・保育の提供の記録)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供したときは、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。
(利用者負担額等の受領)

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供したときは、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77, 101円

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57, 700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77, 101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による費用の支払を求めるときは、あらかじめ、当該費用の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に当該費用の支払を求め理由を書面で明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による費用の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(令元条例21・令5条例10・一部改正)

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第13条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(令元条例21・一部改正)

(特定教育・保育の取扱い方針)

第14条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じ、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

- (1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。))第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)
 - (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。)次号及び第4号に掲げる事項
 - (3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条第1項の規定により文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)
 - (4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定により保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針
- 2 前項第2号の認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

(令元条例21・令5条例10・令5条例24・令5条例32・一部改正)

(特定教育・保育に関する評価等)

第15条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(令元条例21・一部改正)

(相談及び援助)

第16条 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(令元条例21・一部改正)

(緊急時等の対応)

第17条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(令元条例21・一部改正)

(教育・保育給付認定保護者に関する通知)

第18条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(令元条例21・一部改正)

(運営規程)

第19条 特定教育・保育施設は、次に掲げる当該特定教育・保育施設の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 特定教育・保育施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定教育・保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。)及び時間並びに当該特定教育・保育の提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類及びその額並びに支払を求める理由
- (6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- (7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第6条第2項及び第3項に規定する選考方法を含む。)
- (8) 緊急時等における対応方法

- (9) 非常災害対策
(10) 虐待の防止のための措置に関する事項
(11) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育施設の運営に関する重要事項
(令元条例21・令5条例10・一部改正)
(勤務体制の整備等)

第20条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
(令元条例21・一部改正)

(定員の遵守)

第21条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(掲示等)

第22条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(令6条例30・一部改正)

(教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(令元条例21・一部改正)

(虐待等の禁止)

第24条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(令元条例21・一部改正)

第25条 削除

(令5条例10)

(秘密保持等)

第26条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその保護者等の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその保護者等の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(令元条例21・一部改正)

(情報の提供等)

第27条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に当該特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(令元条例21・一部改正)

(利益供与等の禁止)

第28条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情への対応)

第29条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族(以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子ども等からの苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(令元条例21・一部改正)

(地域との交流)

第30条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第31条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(令元条例21・一部改正)

(会計の区分)

第32条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第33条 特定教育・保育施設は、職員、財産及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画

(2) 第11条の規定による特定教育・保育に係る必要な事項の記録

(3) 第18条の規定による市への通知に係る記録

(4) 第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 第31条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(令元条例21・一部改正)

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第34条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合は、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前項の規定により特別利用保育を提供する場合は、当該特別利用保育に係る法第19条第1号

に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設は、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合は、特定教育・保育に特別利用保育を、施設型給付費に特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに」と、第12条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(令元条例21・令5条例10・令5条例32・一部改正)

(特別利用教育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)は、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合は、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前項の規定により特別利用教育を提供する場合は、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設は、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育に特別利用教育を、施設型給付費に特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設)」と、「第19条第1号」とあるのは「第19条第2号」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの」と、第12条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(令元条例21・令5条例10・令5条例32・一部改正)

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第36条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第40条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。)にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。)にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳未満の小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(令元条例21・令5条例10・一部改正)

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第37条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第44条に規定する運営規程の概要、第40条に規定する連携施設の種類、名称及び連携協力の概要、職員の勤務体制、第41条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

(令元条例21・令3条例28・一部改正)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第38条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前項の規定による選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な地域型保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(令元条例21・令5条例10・一部改正)

(心身の状況等の把握)

第39条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(令元条例21・一部改正)

(特定教育・保育施設等との連携)

第40条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。

(3) 特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第36条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件に該当すると認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

- 4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき
 - (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)
- 5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。
- (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)
 - (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの
- 6 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合は、第1項の規定にかかわらず、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障がい児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障がい児入所施設をいう。)その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。
- 7 事業所内保育事業(第36条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。
- 8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。
- 9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

(令元条例21・令2条例28・令3条例28・一部改正)

(利用者負担額等の受領)

- 第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。
- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。
 - 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
 - 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
 - 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。
 - 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による費用の支払を求めるときは、あらかじめ、当該費用の用途及び

額並びに教育・保育給付認定保護者に当該費用の支払を求める理由を書面で明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による費用の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(令元条例21・一部改正)

(特定地域型保育の取扱い方針)

第42条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じ、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(令5条例24・一部改正)

(特定地域型保育に関する評価等)

第43条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第44条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる特定地域型保育事業の運営についての重要事項に関する規程(第48条において準用する第22条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 特定地域型保育事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定地域型保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに当該特定地域型保育の提供を行わない日
- (5) 第41条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類及びその額並びに支払を求める理由
- (6) 利用定員
- (7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第38条第2項に規定する選考方法を含む。)
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特定地域型保育事業の運営に関する重要事項

(令元条例21・一部改正)

(勤務体制の整備等)

第45条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(令元条例21・一部改正)

(定員の遵守)

第46条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(記録の整備)

第47条 特定地域型保育事業者は、職員、財産及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第42条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画
- (2) 次条において準用する第11条の規定による特定地域型保育の提供の記録
- (3) 次条において準用する第18条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第31条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(令元条例21・一部改正)

(準用)

第48条 第7条から第13条まで(第9条及び第12条を除く。)、第16条から第18条まで及び第22条から第32条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第10条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」についてと、第11条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第13条の見出し及び同条第1項中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第18条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

(令元条例21・一部改正)

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第49条 特定地域型保育事業者は、法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合は、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所に現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第36条第2項の規定により定められた利用定員を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者は、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育に特別利用地域型保育を、地域型保育給付費に特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章(前条において準用する第7条から第13条まで(第9条及び第12条を除く。)、第16条から第18条まで及び第22条から第32条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第38条第2項中「第19条第3号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第50条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第41条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第12条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)」に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(令元条例21・令5条例10・一部改正)

(特定利用地域型保育の基準)

第50条 特定地域型保育事業者は、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合は、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所に現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第36条第2項の規定により定められた利用定員を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者は、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育に特定利用地域型保育を、地域型保育給付費に特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第41条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」と

第1部 計画の策定にあたって

第2部 計画の基本的な考え方

第3部 施策の展開

第4部 量の見込みと確保の方策

第5部 計画の推進

参考資料



あるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第12条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

（令元条例21・令5条例10・一部改正）

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第51条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

（1）電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（2）電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

（1）第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

（2）ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

（令3条例28・追加、令6条例30・一部改正）



(委任)

第52条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(令3条例28・旧第51条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法の施行の日から施行する。

(特定保育所に関する特例)

2 特定保育所は、特定教育・保育を提供する場合は、当分の間、第12条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所から特定教育・保育(保育に限る。第18条において同じ。))を受ける者を除く。以下この項において同じ。))と、同条第2項中「特定教育・保育に」とあるのは「特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。))を除く。に」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市の同意を得て、」と、第18条中「施設型給付費の支給」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供」とし、第6条の規定は適用しない。

(令元条例21・一部改正)

3 特定保育所は、市から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(利用定員に関する経過措置)

4 第36条第1項の規定にかかわらず、小規模保育事業C型の利用定員は、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)から起算して5年を経過する日までの間、同項中「6人以上10人以下」とあるのは「6人以上15人以下」とする。

(令元条例21・旧第6項繰上)

(連携施設に関する経過措置)

5 第40条第1項の規定にかかわらず、特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

(令元条例21・旧第7項繰上・一部改正)

附 則(令和元条例第21号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第36条第1項の改正規定(「。第40条第3項第1号において同じ」及び「。同号において同じ」を加える部分に限る。)、第40条の改正規定(同条第1項第1号及び第3号の改正規定並びに同条第4項の改正規定(「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める部分に限る。))を除く。及び附則第7項の改正規定(同項を附則第5項とする部分を除く。))は、公布の日から施行する。

附 則(令和2条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5条例第10号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第25条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和5条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する

附 則(令和5条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

(6)新座市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成26年9月26日

条例第33号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(以下「最低基準」という。)を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(最低基準)

第3条 最低基準は、市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児(満3歳未満の者に限る。ただし、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。)以下「利用乳幼児」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、栄養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 市長は、新座市子ども・子育て会議条例(平成25年新座市条例第35号)に基づく新座市子ども・子育て会議の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者(以下「家庭的保育事業者等」という。)に対し、最低基準を超えて、家庭的保育事業等の設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(令3条例17・一部改正)

(最低基準と家庭的保育事業者等)

第5条 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、家庭的保育事業等の設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、家庭的保育事業等の設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等は、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(家庭的保育事業者等の一般原則)

第6条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、家庭的保育事業等の運営を行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、自ら行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第1項第2号、第15条第2項及び第3項、第16条第1項並びに第17条第1項において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止を十分考慮して設けられなければならない。

(令元条例17・一部改正)

(保育所等との連携)

第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第15条から第18条まで及び附則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われるとともに、当該家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号及び第4項第1号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、

家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。次項並びに第3項第1号及び第2号において同じ。)を提供すること。

(3) 家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件を満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たつて、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)

5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

(令元条例17・令2条例27・令3条例28・令5条例9・一部改正)

(家庭的保育事業者等と非常災害対策)

第8条 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(令5条例9・追加)

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(令5条例9・追加)

(家庭的保育事業者等の職員の一般的要件)

第9条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けた者でなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽さんに励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、その職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 家庭的保育事業者等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ、家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(令5条例9・一部改正)

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第14条 削除

(令5条例9)

(衛生管理等)

第15条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等に、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、その管理を適正に行わなければならない。

4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(令5条例9・一部改正)

(食事)

第16条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法(第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 前項に規定するもののほか、食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第17条 前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供(以下「食事の提供」という。)について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)にお

いて調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- (1) 食事の提供の責任が家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者が、家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者であること。
- (4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じ、食育基本法(平成17年法律第63号)第18条第1項の規定による食育推進計画に基づく食事を提供するよう努めること。

2 搬入施設は、次の各号のいずれかに該当する施設とする。

- (1) 連携施設
- (2) 家庭的保育事業者等と同一の法人若しくは関連法人が運営する小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等
- (3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。)において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

(令元条例17・一部改正)

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第18条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3 第1項の健康診断をした医師は、その結果として必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ、保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続を採ることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

4 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、利用乳幼児の食事を調理する者(以下「調理員」という。)につき、特に綿密な注意を払わなければならない。

(運営規程)

第19条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる家庭的保育事業等の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 家庭的保育事業等の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 家庭的保育事業者等の職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに保育の提供を行わない日
- (5) 保護者から支払を受ける費用の種類及びその額並びに支払を求める理由
- (6) 乳幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、家庭的保育事業等の運営に関する重要事項(家庭的保育事業所等に備える帳簿)

第20条 家庭的保育事業所等には、家庭的保育事業者等の職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第21条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその保護者等の秘密を漏らしてはならない。

2 家庭的保育事業者等は、その職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその保護者等の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、他の家庭的保育事業者等その他の機関に対して、利用乳幼児に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該利用乳幼児の保護者の同意を得ておかなければならない。

(苦情への対応)

第22条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 家庭的保育事業

(設備の基準)

第23条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所（次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。

(1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。

(2) 前号の部屋の面積が、9.9平方メートル(保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積)以上であること。

(3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。

(4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。

(5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。）を設けること。

(6) 前号の庭の面積が、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(7) 火災報知器及び消火器を設けること。

(職員)

第24条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

2 家庭的保育者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者

3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、当該家庭的保育者が、家庭的保育補助者(市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。))を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第35条第2項において同じ。)とともに保育する場合は、5人以下とする。

(令元条例17・一部改正)

(保育時間)

第25条 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、当該家庭的保育事業を行う者(以下「家庭的保育事業者」という。)が定めるものとする。

(保育の内容)

第26条 家庭的保育事業者は、市長が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

(保護者との連絡)

第27条 家庭的保育事業者は、常に乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。

第3章 小規模保育事業

第1節 通則

(小規模保育事業の区分)



第28条 小規模保育事業は、小規模保育事業 A 型、小規模保育事業 B 型及び小規模保育事業 C 型とする。

第2節 小規模保育事業 A 型

(設備の基準)

第29条 小規模保育事業 A 型を行う事業所(以下「小規模保育事業所 A 型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳未満の幼児を利用させる小規模保育事業所 A 型にあつては、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積が、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室に、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所 A 型にあつては、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該小規模保育事業所 A 型の付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号並びに第34条第4号及び第5号において同じ。)、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室及び屋外遊戯場の面積が、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室に、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物にあつては次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物にあつては次に掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区 分	施 設 又 は 設 備
2階	常 用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避 難 用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準じる設備 4 屋外階段
3階	常 用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避 難 用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準じる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常 用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避 難 用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が通常の火災時に生じる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして市長が別に定める構造を有する場合を除き、当該構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号の規定を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が、避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至るまでの歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

第1部 計画の策定にあたって

第2部 計画の基本的な考え方

第3部 施策の展開

第4部 量の見込みと確保方策

第5部 計画の推進

参考資料

エ 小規模保育事業所 A 型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所 A 型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効なダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するものであって、自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 小規模保育事業所 A 型の壁及び天井の室内に面する部分が不燃材料で仕上げられていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

ク 小規模保育事業所 A 型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

（平28条例29・一部改正）

（職員）

第30条 小規模保育事業所 A 型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

（1） 乳児 おおむね3人につき1人

（2） 満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人

（3） 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

（4） 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、小規模保育事業所 A 型に勤務する保健師、看護師又は准看護師のうち、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（令5条例9・令6条例29・一部改正）

（準用）

第31条 第25条から第27条までの規定は、小規模保育事業 A 型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業」とあるのは「小規模保育事業 A 型」と、「家庭的保育事業を行う者（以下「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業 A 型を行う者（第31条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者（A 型）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A 型）」とする。

第3節 小規模保育事業 B 型

（職員）

第32条 小規模保育事業 B 型を行う事業所（以下「小規模保育事業所 B 型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

（1） 乳児 おおむね3人につき1人

（2） 満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人

（3） 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

（4） 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、小規模保育事業所 B 型に勤務する保健師、看護師又は准看護師のうち、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（令5条例9・令6条例29・一部改正）

（準用）

第33条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模保育事業 B 型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業」とあるのは「小規模保育事業 B 型」と、「家庭的保育事業を行う者（以下「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業 B 型を行う者（第33条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者（B 型）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B 型）」と、第29条中「小規模保育事業 A 型」とあるのは「小規模保育事業 B 型」と、「小規模保育事業所 A 型」とあるのは「小規模保育事業所 B 型」とする。



第4節 小規模保育事業 C 型

(設備の基準)

第34条 小規模保育事業 C 型を行う事業所(以下「小規模保育事業所 C 型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳未満の幼児を利用させる小規模保育事業所 C 型にあっては、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積が、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室に、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所 C 型にあっては、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室及び屋外遊戯場の面積が、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室に、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 保育室等を2階以上に設ける建物にあっては、第29条第7号に掲げる要件に該当するものであること。

(職員)

第35条 小規模保育事業所 C 型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、当該家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合は、5人以下とする。

(利用定員)

第36条 小規模保育事業所 C 型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(準用)

第37条 第25条から第27条までの規定は、小規模保育事業 C 型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業」とあるのは「小規模保育事業 C 型」と、「家庭的保育事業を行う者(以下「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業 C 型を行う者(第37条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者(C 型)」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(C 型)」とする。

第4章 居宅訪問型保育事業

(居宅訪問型保育事業)

第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) 障がい、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- (2) 子ども・子育て支援法第34条第5項又は同法第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- (3) 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育
- (4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育

(平26条例47・令元条例17・令2条例27・一部改正)

(設備及び備品)

第39条 居宅訪問型保育事業者が居宅訪問型保育事業を行う事業所には、当該居宅訪問型保育事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(職員)

第40条 居宅訪問型保育事業を行う事業所には、家庭的保育者を置かなければならない。この場合において、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、1人とする。

(居宅訪問型保育連携施設)

第41条 居宅訪問型保育事業者は、第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合は、あらかじめ、居宅訪問型保育連携施設(当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう連携する障がい児入所施設その他の市の指定する施設をいう。)を適切に確保しなければならない。

(準用)

第42条 第25条から第27条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業」とあるのは「居宅訪問型保育事業」と、「当該家庭的保育事業を行う者(以下「家庭的保育事業者」という。))とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」とする。

第5章 事業所内保育事業

(利用定員の設定)

第43条 事業所内保育事業を行う者(以下この章において「事業所内保育事業者」という。)は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるその他の乳児又は幼児(法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。)の数を踏まえて市が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。

利用定員	その他の乳児又は幼児の数	利用定員	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人	26人以上30人以下	7人
6人以上7人以下	2人	31人以上40人以下	10人
8人以上10人以下	3人	41人以上50人以下	12人
11人以上15人以下	4人	51人以上60人以下	15人
16人以上20人以下	5人	61人以上	20人
21人以上25人以下	6人		

(設備の基準)

第44条 事業所内保育事業(利用定員が20人以上のものに限る。第46条及び第47条において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳未満の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所にあつては、乳児室又はほふく室、医務室、調理室(当該保育所型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第5号において同じ。)及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積が、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積が、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室に、保育に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものを受け入れる場合は、当該児童を含む。)を入所させる保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該保育所型事業所内保育事業所の付近にあるこれに代わるべき場所を含む。第7号において同じ。)、調理室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積が、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 屋外遊戯場の面積が、第5号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (8) 保育室又は遊戯室に、保育に必要な用具を備えること。
- (9) 保育室等を2階に設ける建物にあつては、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。
 - ウ イに掲げる施設及び設備が、避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至るまでの歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準じる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準じる設備 3 屋外階段



階	区分	施設又は設備
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が通常の火災時に生じる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして市長が別に定める構造を有する場合を除き、当該構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号の規定を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効なダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するものであって、自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分が不燃材料で仕上げられていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(平28条例29・一部改正)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはできない。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師のうち、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(令5条例9・令6条例29・一部改正)

(連携施設に関する特例)

第46条 保育所型事業所内保育事業を行う者は、連携施設の確保に当たって、第7条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であって、市長が適当と認めるもの(附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第7条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

(令元条例17・一部改正)

(保育所型事業所内保育事業についての準用)

第47条 第25条から第27条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業」とあるのは「保育所型事業所内保育事業」と、「家庭的保育事業を行う者(以下「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者(第47条において準用する次条及び第27条において「保育所型事業所内

保育事業者」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」とする。

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第48条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師のうち、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(令5条例9・令6条例29・一部改正)

(小規模型事業所内保育事業についての準用)

第49条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業」とあるのは「小規模型事業所内保育事業」と、「家庭的保育事業を行う者(以下「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者(第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業 A 型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業」と、「小規模保育事業所 A 型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号及び第7号において同じ。)」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第49条において準用する第29条第5号」とする。

第6章 雑則

(電磁的記録)

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(令3条例28・追加)

(委任)

第51条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(令3条例28・旧第50条線下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

(食事の提供の経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者(次項において「施設等」という。)が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第24条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第29条第1号(調理設備に係る部分に限る。)(第33条及び第49条において準用する場合を含む。))及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)(第33条及び第49条において準用する場合を含む。)、第30条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第32条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第34条第1号(調理設備に係る部分に限る。))及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第35条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第44条第1号(調理室に係る部分に限る。))及び第5号(調理室に係る部分に限る。)、第45条第1項本文(調理員に係る部分に限る。))並びに第48条第1項本文(調理員に係る部分に限る。))の規定は、適用しないことができる。

(令元条例17・一部改正)

- 3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第24条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法(第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

(令元条例17・追加)

(連携施設に関する経過措置)

- 4 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(令元条例17・旧第3項線下・一部改正)

(小規模保育事業所 B 型等に関する経過措置)

- 5 第32条及び第48条の規定の適用については、第24条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第32条第1項及び第48条第1項に規定する保育従事者とみなす。

(令元条例17・旧第4項線下)

(利用定員に関する経過措置)

- 6 小規模保育事業所 C 型は、第36条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。

(令元条例17・旧第5項線下)

(小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

- 7 保育の需要に応じるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

(平28条例29・追加、令元条例17・旧第6項線下)

- 8 前項の事情に鑑み、当分の間、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。

(平28条例29・追加、令元条例17・旧第7項線下)

- 9 附則第7項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所 A 型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この項において「小規模保育事業所 A 型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所 A 型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

(平28条例29・追加、令元条例17・旧第8項線下・一部改正)

- 10 前2項の規定を適用するときは、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第30条第3項若しくは第45条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2項の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項の規定により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

(平28条例29・追加、令元条例17・旧第9項線下)

附 則(平成26年条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年条例第17号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

附 則(令和3年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年条例第9号)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第14条、第30条第3項、第32条第3項、第45条第3項及び第48条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の新座市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

附 則(令和6年条例第29号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の新座市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の新座市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。



(7)新座市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成26年9月26日

条例第32号

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下「最低基準」という。)を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(最低基準)

第3条 最低基準は、市長の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童(以下「利用者」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、栄養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 市長は、新座市子ども・子育て会議条例(平成25年新座市条例第35号)に基づく新座市子ども・子育て会議の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、放課後児童健全育成事業の設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(令3条例17・一部改正)

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

第5条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、放課後児童健全育成事業の設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者は、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第6条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、放課後児童健全育成事業の運営を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業の運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

5 放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止を十分考慮して設けられなければならない。

(平28条例18・一部改正)

(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)

第7条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、毎月行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画



に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(令5条例8・追加)

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

(令5条例8・追加)

(職員の一般的要件)

第8条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員(以下「職員」という。)は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けた者でなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第9条 職員は、常に自己研鑽さんに励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備等の基準)

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所に、放課後児童健全育成事業における支援の提供に必要な設備及び備品等を備えるほか、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画並びに当該設備及び備品等を確保すべき場所(以下この条において「専用区画」という。)を設けなければならない。

- 2 専用区画の面積(前項に規定する設備及び備品等に係る面積を除く。)は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

3 第1項に規定する設備及び備品等並びに専用区画(次項において「設備等」という。)は、放課後児童健全育成事業所において保育している時間帯を通じて専ら放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 設備等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(令元条例16・一部改正)

(放課後児童支援員及び補助員)

第11条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

- 2 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

- (1) 保育士の資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業業者等」という。)であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者
- (5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
- (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
- (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (9) 高等学校卒業業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適

当と認めたもの

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

3 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上（市が行う放課後児童健全育成事業であって放課後児童健全育成事業所において保育する児童の数が40人以下の場合は、当該放課後児童健全育成事業所ごとに3人以上）とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行

う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

4 前項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。

（平28条例18・平30条例29・平31条例12・令元条例4・令2条例26・一部改正）

（利用者を平等に取り扱う原則）

第12条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第13条 職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（業務継続計画の策定等）

第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

（令5条例8・追加）

（衛生管理等）

第14条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所に、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、その管理を適正に行わなければならない。

（令5条例8・一部改正）

（運営規程）

第15条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる放課後児童健全育成事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 放課後児童健全育成事業の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務の内容

(3) 保育している日及び時間

(4) 放課後児童健全育成事業における支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額

(5) 利用定員

(6) 通常の放課後児童健全育成事業の実施地域

(7) 放課後児童健全育成事業の利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 前各号に掲げるもののほか、放課後児童健全育成事業の運営に関する重要事項

（放課後児童健全育成事業者が備える帳簿）

第16条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

（秘密保持等）

- 第17条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその保護者等の秘密を漏らしてはならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその保護者等の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、他の放課後児童健全育成事業者その他の機関に対して、利用者に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該利用者の保護者の同意を得ておかななければならない。

(苦情への対応)

第18条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(保育時間及び日数)

第19条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において保育する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める保育時間を原則として、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定めなければならない。

- (1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 午前8時から午後6時(ただし、保育時間の延長の決定を受けた場合にあっては、土曜日を除き午後7時)まで
- (2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 児童の放課後から午後6時(ただし、保育時間の延長の決定を受けた場合にあっては、土曜日を除き午後7時)まで
- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において保育する日数について、1年につき250日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定めなければならない。

(保護者との連絡)

第20条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、放課後児童健全育成事業における支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第21条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第22条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供において事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に行われている放課後児童健全育成事業の用に供している建物(同日において基本的な設備が完成しているものを含む。)(第10条第2項に規定する基準に適合するものを除く。))について、同項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和2年3月31日までの間、適用しない。

(令元条例4・一部改正)

- 3 施行日から令和2年3月31日までの間、第11条第2項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(令和2年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。

(令元条例4・一部改正)

- 4 この条例の施行の際現に行われている放課後児童健全育成事業における支援の単位について、第11条第4項の規定は、施行日から令和2年3月31日までの間、適用しない。

(令元条例4・一部改正)

附 則(平成28年条例第18号)



この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年条例第12号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年条例第16号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年条例第17号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

附 則(令和5年条例第8号)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の新座市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

4 用語解説

あ 行	
アウトリーチ	積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけ、さまざまな形で、必要な人に必要なサービスと情報を届けること。
医療的ケア	日常生活及び社会生活を営むために、人工呼吸器による呼吸管理、痰の吸引や経管栄養など、恒常的に必要とされる医療的な生活援助行為のこと。
SNS (えすえぬえす)	Social Networking Serviceの略で、インターネット上で人と人がつながり、相互にやり取りしたり、手軽に情報発信できるサービスのこと。LINE(ライン)やフェイスブック、X(エックス。旧ツイッター)、インスタグラムなどがある。
か 行	
確保方策	各年度の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに対する提供体制の確保の内容及び実施時期を示すもの。
子育て世代包括支援センター	妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する機関のこと。
こども家庭センター	子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)と子育て世代包括支援センター(母子保健)の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関のこと。
子ども家庭総合支援拠点	こどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点のこと。
こどもの権利条約	こどもを権利の主体ととらえ、おとなと同様にひとりの人間としてもつ様々な権利を認めると同時に、成長の過程にあつて保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めた国連の条約。1989年11月20日の国連総会において採択され、日本は1994年に批准している。
個別最適で協働的な学び	一定の目標を全ての児童生徒が達成することを目指し、個々の児童生徒に応じて異なる方法等で学習を進める「指導の個別化」と、個々の児童生徒の興味・関心等に応じて異なる目標に向けて、学習を深め、広げる「学習の個別化」の二つの視点で学習を進めることを「個別最適な学び」という。また、探究的な学習や体験活動などを通じ、こども同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成することを「協働的な学び」という。



さ 行	
児童発達 支援センター	地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障がい児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障がい児の家族、指定障がい児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設をいう。
情報モラル	情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のこと。情報モラル教育では、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することなど指導する。
情報リテラシー	情報を主体的に利用する能力のこと。また、それを育成するための教育のこと。情報の利用には、情報の探索、評価、利用、発信といった一連のプロセスが含まれる。
スクールロイヤー	虐待やいじめのほか、学校や教育委員会への過剰な要求や学校事故への対応等の諸課題について、法務の専門家として関与する弁護士のこと。学校現場においては、事案が訴訟等に発展してしまう前に、初期対応の段階から、予防的に弁護士等に関わってもらうことで、速やかな問題解決につながったり、教職員の負担軽減が図られたりすることが期待されている。
生活支援 コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくため、資源開発、ネットワーク構築、ニーズ把握とサービス提供主体の活動のマッチング等のコーディネート業務を実施する者。
た 行	
地域子育て 支援センター	子育て中の保護者がそれぞれの事情に合わせて必要な支援を選択して利用できるよう、保育園や認定こども園等に開設された、こどもを遊ばせながら気軽に相談できる場所のこと。個別に相談を受け付けて一緒に考えたり、情報提供や支援の紹介などを行ったりする。本市では11か所(令和11年度に1か所増設予定)に設置されている。
特別支援教育 コーディネーター	特別支援教育を推進するにあたり、学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役といった役割を担う者のこと。

は 行	
パブリックコメント	行政が計画等を策定するにあたって、事前に計画案を示し、その案について広く市民から意見や情報を募集するもの。意見公募手続。
ピア・サポーター	ピアとは「仲間、同輩、対等者」という意味。ピア・サポーターは、一般に同じ課題や環境を体験する人がその体験から来る感情を共有することで、専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られるよう支援する人のこと。
保育コンシェルジュ	保育を希望される人からの入園に関する相談に応じ、保護者の希望や就労状況等を確認し、個別のニーズに合った施設や保育サービスの情報を提供したり、各保育施設の保育内容や特徴、見学の際のポイントなど、施設選びに関する情報について案内する者のこと。
保育所保育指針	保育所保育の基本となる考え方や保育のねらい及び内容など保育の実施に関わる事項と、これに関連する運営に関する事項について定めたもの。なお、幼児教育に関わる側面のねらい及び内容に関しては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び幼稚園教育要領との整合性が図られている。
や 行	
ヤングケアラー	家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っているこども・若者のこと。
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けているこどもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関がそのこども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことを目的として、児童福祉法に基づき市町村に設置される機関のこと。
幼稚園教育要領	公の性質を有する幼稚園における教育水準を全国的に確保することを目的に、教育基本法に定める教育の目的や目標の達成のため、学校教育法に基づき国が定める教育課程の基準を示したもの。
幼保連携型認定こども園教育・保育要領	就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を定めたもの。育みたい資質・能力や幼児期の終わりまでに育ってほしい姿、小学校教育との接続について等が示されている。
ら 行	
利用定員	認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業のうち、市が定めた運営に関する基準に沿って教育及び保育を提供する施設・事業者であるかどうかを「確認」する際に、認可定員の範囲内で設定する定員のこと。設定した利用定員に基づき、給付費(委託費)の単価水準を決める。
量の見込み	各年度の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の需要(ニーズ)を見込んだもの。
労働力率	15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせた人口(労働力人口)の割合のこと。

